

生駒市条例第6号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和25年法律第201号）」の次に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」を加える。

別表第2に次のように加える。

45	長期優良住宅等申請手数料 建築認定 手画	住宅進捗事項による住居計画審査の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の次に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」を加える。	床面積の合計が100㎡以下のもの	次に掲げる区分額の住宅に該当し、その場合、5戸以内の住宅に限り、長期優良住宅の認定を受けることができる。ただし、この項の規定は、長期優良住宅の認定を受けるための申請書提出後、当該住宅の建築が完了した後に限り適用される。
			床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	次に掲げる区分額の住宅に該当し、その場合、7戸以内の住宅に限り、長期優良住宅の認定を受けることができる。ただし、この項の規定は、長期優良住宅の認定を受けるための申請書提出後、当該住宅の建築が完了した後に限り適用される。
			床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの	次に掲げる区分額の住宅に該当し、その場合、1戸以内の住宅に限り、長期優良住宅の認定を受けることができる。ただし、この項の規定は、長期優良住宅の認定を受けるための申請書提出後、当該住宅の建築が完了した後に限り適用される。



	行良等申 て優建築定料 せ期建築認数 併長宅画手 をう住計請	住宅の第5年よ る額の1額消5に額 係の料の法よ規 にを料数す年よ規 請と手数定数3に昭の 申額手る規手6定(昭の をたるげにる和規法号に 額得掲掲ア掲昭の税6 しして掲の掲(号)方2消 算除に項の項に法号地2消 合で項のの項の費0及び地 を数前11の費0及律法 額戸たアイウ
47	住計定料 良等認数 優建築更手 期建築申請 長宅画申	<p>           規定等規合併            で規に適を            請の建項に出査            申項宅1定申審            の2住第規のる            定第良係査す            認条優6閱審対            の6期第準のに            画第長法基かの            計法該る築うも            等同当係建どう            築、るにるか行            建てよ画するて            宅っに計定すせ         </p> <p>           る合0トも            係の01メ内            に積1メ方以            更面が方0トも            変床計平ル01の         </p> <p>           る合0ト5メ内            係の01メ方以            に積2メ超平ルの            更面が方0トも            変床計平ル01の         </p>
<p>           ずてげ等額得            のあに住宅たて            のに次同算除            イ合と共合で            び合(共)除            及(場)は、数            (ア場)は、戸            円す00たて住            0当00しつる            0該0算あ係            0も4を合請に            8、に、額場申額)         </p> <p>           促1下場画、            の第以の計9、            普6更(。合3            の第6更(。合3            普6更(。合3            及第5号長(。合3            普条第2(。合3            の6は第合で0の第6更(。            住宅又「場画、住宅律ると            住法号下の計10、住法係「更            良法4(以)合10、優するに            優す第(う)適。期関す第3号            長に第11長(。合3            期関す、更(。合3            長に第33号            進項「合で00長関号変と造く。長に第33号、            進項「合         </p>	<p>           いてげ等額得            のあに住宅たて            のに次同算除            イ合と共合で            び合(共)除            及(場)は、数            (ア場)は、戸            円す00たて住            0当00しつる            0該0算あ係            0も6を合請に            1、に、額場申額)         </p> <p>           使合(。合3            期場(。合3            長(。合3            普6更(。合3            及第5号長(。合3            普条第2(。合3            の6は第合で0の第6更(。            住宅又「場画、住宅律ると            住法号下の計10、住法係「更            良法4(以)合10、優するに            優す第(う)適。期関す第3号            長に第11長(。合3            期関す、更(。合3            長に第33号            進項「合で00長関号変と造く。長に第33号、            進項「合         </p>	<p>           いて掲住宅たて            のに同算除            のに次同算除            イ合と共合で            び合(共)除            及(場)は、数            (ア場)は、戸            円す00たて住            0当00しつる            0該0算あ係            0も1額を合請に            1、に、額場申額)         </p> <p>           使合(。合3            期場(。合3            長(。合3            普6更(。合3            及第5号長(。合3            普条第2(。合3            の6は第合で0の第6更(。            住宅又「場画、住宅律ると            住法号下の計10、住法係「更            良法4(以)合10、優するに            優す第(う)適。期関す第3号            長に第11長(。合3            期関す、更(。合3            長に第33号            進項「合で00長関号変と造く。長に第33号、            進項「合         </p>





		対する審査	方消費税に相当する額
49	譲受人を合 定しおける に定おける 長期優良建 宅建築等計 画変更申請 手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第9条第1項の規定による 長期優良住宅建築等計画の認定 変更の認定の申請に対する審査	6,000円
50	長期優良住宅 建築等計を 画の認定地 受けた地位 の承継手 申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第10条の規定による認定 長期優良住宅建築等計画の認定 を受けた地位の承継の承認の申 請に対する審査	6,000円

別表第2備考に次の3項を加える。

4 45の項から48の項までに規定する住戸数で除して得た額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。

5 45の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

6 47の項の変更に係る床面積の合計は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更して建築物を建築する場合において、当該建築の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

#### 附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。